［条を削る。］

第百四十二条～第百五十一条　［略］

（情報技術解析課）

第百五十二条　情報技術解析課の所掌事務については、第百四十一条の規定を準用する。

第百五十三条～第百五十七条　［略］

（庶務部の分課）

第百五十八条　［略］

２　前項に掲げる課のほか、関東管区警察学校及び中部管区警察学校の庶務部に、総務調整官一人を置く。

第百五十九条　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第五十七条及び第五十八条の規定を準用する。

（総務調整官）

第百六十条　総務調整官は、命を受け、前条において準用する第五十七条及び第五十八条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第百六十一条・第百六十二条　［略］

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

第百六十三条～第百六十七条　［略］

（機動通信課及び通信施設課）

第百六十八条　機動通信課及び通信施設課の所掌事務については、それぞれ、第百三十九条及び第百四十条の規定を準用する。

第百六十九条～第百七十一条　［略］

第三章　地方警務官の階級別定員

第百七十二条　［略］

附　則

［１～３　略］

４　上皇及び上皇后に関しては、第百十二条第二号及び第百十八条に規定する事項については、皇族の例による。

５　第百十四条の規定にかかわらず、護衛部に、上皇護衛課を置く。

６　［略］

７　附則第五項の規定により上皇護衛課が置かれている間、第百十六条の規定の適用については、「皇太子その他の内廷にある皇族」とあるのは「皇族」とする。この場合においては、護衛第三課を置かないものとする。

（サイバー特別捜査隊）

第百三十九条　関東管区警察局に、サイバー特別捜査隊を置き、同隊に隊長を置く。

２　サイバー特別捜査隊においては、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務をつかさどる。

第百四十条～第百四十九条　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

（情報技術解析課）

第百五十条　情報技術解析課の所掌事務については、第百三十八条の規定を準用する。

第百五十一条～第百五十五条　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

（庶務部の分課）

第百五十六条　［同上］

２　前項に掲げる課のほか、関東管区警察学校庶務部に、総務調整官一人を置く。

第百五十七条　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第五十八条及び第五十九条の規定を準用する。

（総務調整官）

第百五十八条　総務調整官は、命を受け、前条において準用する第五十八条及び第五十九条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第百五十九条・第百六十条　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

第百六十一条～第百六十五条　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

（機動通信課及び通信施設課）

第百六十六条　機動通信課及び通信施設課の所掌事務については、それぞれ、第百三十六条及び第百三十七条の規定を準用する。

第百六十七条～第百六十九条　［同上］

［二条ずつ繰り下げる。］

第三章　地方警務官の階級別定員

第百七十条　［同上］

附　則

［１～３　同上］

４　上皇及び上皇后に関しては、第百十一条第二号及び第百十七条に規定する事項については、皇族の例による。

５　第百十三条の規定にかかわらず、護衛部に、上皇護衛課を置く。

６　［同上］

７　附則第五項の規定により上皇護衛課が置かれている間、第百十五条の規定の適用については、「皇太子その他の内廷にある皇族」とあるのは「皇族」とする。この場合においては、護衛第三課を置かないものとする。